

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○道路の供用開始

(同)

一

選挙管理委員会

○宮城県議会議員一般選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

一

告 示

○宮城県告示第九百四十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年十月十三日

○宮城県告示第九百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。その関係図面は、平成二十七年十月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部
土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 栗駒岩出山線

三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
栗原市栗駒稲屋敷坂下前一四番地先から 同市栗駒稲屋敷沼田五番地先まで		前A	後B	一〇・〇	九・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	上記A、B は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。

○宮城県告示第九百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。その関係図面は、平成二十七年十月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部
土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	栗駒岩出山線	栗原市栗駒稲屋敷坂下前一四番地先から 同市栗駒稲屋敷沼田五番地先まで	平成二十七年 十月十五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十八号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙に係る公職選挙法(昭和二十五年法律第
百号)第二十二条第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

平成二十七年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 被登録資格決定の基準となる日

平成二十七年十月十五日（ただし、年齢については平成二十七年十月二十五日とする。）

二 登録を行う日

平成二十七年十月十五日

三 縦覧に供する日

平成二十七年十月十六日